

## 指名停止等措置一覧

令和8年1月20日現在

年度	指名停止業者名	指名停止期間	指名停止の理由	要綱適用条項	備考
7	新明和工業株式会社	令和7年4月22日から 令和7年5月21日	1か月  機械式駐車装置に係る工事において共同で見積り合わせや入札において各社が提示する価格等に関する情報交換を行って受注調整をしていた。このことが独占禁止法の規定に違反する行為として、令和7年3月24日に公正取引委員会から、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは新城市請負契約に係る指名停止等の措置要綱第3条、別表第2・4(独占禁止法違反行為)に該当するため。なお、課徴金については減免制度の適用を申請し減額が認められている。	別表第2 第4号の規定 (同要綱第5条第3項に該当)	
7	株式会社西三交通	令和7年4月22日から 令和7年6月21日	2か月  令和7年3月27日、府用バス運転業務において、車体フロント右側が近隣民家の柵に接触するという事故を起こした。人身事故とはならなかつものの近隣民家の柵、市バス車両破損などを破損させた。令和6年3月9日にも物損事故を発生させており、この一連の行為を著しく信頼関係を損なう行為として認めたため。	別表第2 第11号の規定	
7	油屋本店	令和7年8月19日から 令和7年9月18日	1か月  油屋本店は、令和7年6月18日執行の指名競争入札案件「新城・東郷・鳳来東部・鳳来南部地域自治区(簡易トイレ他)」において、入札書の結果落札者となった。しかしながら、その後、業者の都合により、辞退届を提出し、契約を締結しなかったため、入札契約手続き上不誠実であるため。	別表第2 第11号の規定	
7	株式会社中央技術コンサルタント 名古屋営業所	令和7年8月19日から 令和7年10月18日	2か月  株式会社中央技術コンサルタントの支店長が、宮城県気仙沼市が発注した道路工事の設計業務の入札をめぐり、公契約関係競売入札妨害の疑いで令和7年7月21日に宮城県警に逮捕されたため。	別表第2 第6号の規定	

## 指名停止等措置一覧

令和8年1月20日現在

年度	指名停止業者名	指名停止期間		指名停止の理由	要綱適用条項	備考
7	株式会社西三交通	令和7年9月17日 から 令和7年11月16日	2か月	令和7年7月29日、庁用バス運転業務において車体後方左タイヤ付近を破損させる事故を起こした。当該事故では乗客及び運転手にけがはなく、人身事故とはならなかったものの、市バス車両破損などの物損事故となった。当該事業者は令和7年3月にも物損事故を発生させており、この一連の行為を著しく信頼関係を損なう行為として認めたため。	別表第2 第11号の規定	
7	極東開発工業株式会社	令和7年10月21日 から 令和7年11月20日	1か月	令和5年2月7日までに特定特装車製品のうち特に販売価格の引上げが必要であった塵芥車(じんかいしゃ)に取り付けられる架装物及びテールゲートリフタの販売価格を引き上げるよう同業他社と合意し、公共の利益に反して、特定特装車製品の販売分野における競争を実質的に制限していたため。	別表第2 第4号の規定	
7	小笠原建設株式会社	—	口頭注意	令和7年10月27日に本市発注の「可燃ごみ収集運搬業務」において、収集所に集積されたごみをパッカー車に積み込むために積み込み者が車両から降りて車両誘導を行っていたところ、運転者が車両後方に誘導者がいることに気がつかず車両を後退させ、集積場と車両に手を挟まれて受傷する事故を発生させたため。	別表第1 第7号の規定	

## 指名停止等措置一覧

令和8年1月20日現在

年度	指名停止業者名	指名停止期間	指名停止の理由	要綱適用条項	備考
7	松井建拓株式会社	—	文書注意 市発注工事(公共下水道汚水管渠敷設工事1・3新城処理分区)の施工にあたり、富永地内において下請け事業者作業員がバックホーの旋回操作を行った際、上部の架空線(電線)の接触に気をとられている間に別の作業員が当該バックホーの旋回内に侵入したところ、バックホーのバケットに接触し、反動で付近に仮置き中のランマーに接触する事故を発生させたため。	別表第1 第7号の規定	
7	有限会社鈴信組	—	文書注意 市発注工事(公共下水道汚水管渠敷設工事1・3新城処理分区)の施工にあたり、富永地内において下請け事業者作業員がバックホーの旋回操作を行った際、上部の架空線(電線)の接触に気をとられている間に別の作業員が当該バックホーの旋回内に侵入したところ、バックホーのバケットに接触し、反動で付近に仮置き中のランマーに接触する事故を発生させたため。	別表第1 第7号の規定	
7	小笠原建設株式会社	令和8年1月21日 から 令和8年2月20日	1か月 令和7年12月11日に本市発注の「可燃ごみ収集運搬業務」において収集所(柿平地内)に集積されたごみをパッカー車に積み込むために集積所前で車両をバックで移動させていたところ、車両が集積かごに接近していることに気がつかず車両を後退させ、集積かごに衝突し集積かごを損傷させる事故を発生させたため。	別表第1 第5号の規定	

## 指名停止等措置一覧

令和8年1月20日現在

年度	指名停止業者名	指名停止期間	指名停止の理由	要綱適用条項	備考
7	ジェイアール東海 コンサルタント株式会社	令和8年1月21日 から 令和8年2月20日	1か月  東海旅客鉄道株式会社鉄道路線に架かる跨線橋の点検業務について、貴社をはじめとする5者により受注調整を行い、当該跨線橋の点検業務における競争を実質的に制限していたことにより独占禁止法に抵触したため。なお、課徴金については減免制度の適用を申請し、減額が認められている。	別表第2 第4号の規定	
7	大日コンサルタント 株式会社	令和8年1月21日 から 令和8年2月20日	1か月  東海旅客鉄道株式会社鉄道路線に架かる跨線橋の点検業務について、貴社をはじめとする5者により受注調整を行い、当該跨線橋の点検業務における競争を実質的に制限していたことにより独占禁止法に抵触したため。なお、課徴金については減免制度の適用を申請し、減額が認められている。	別表第2 第4号の規定	
7	株式会社トーニチコンサルタント	令和8年1月21日 から 令和8年2月20日	1か月  東海旅客鉄道株式会社鉄道路線に架かる跨線橋の点検業務について、貴社をはじめとする5者により受注調整を行い、当該跨線橋の点検業務における競争を実質的に制限していたことにより独占禁止法に抵触したため。なお、課徴金については減免制度の適用を申請し、減額が認められている。	別表第2 第4号の規定	
7	日本交通技術株式会社	令和8年1月21日 から 令和8年3月20日	2か月  東海旅客鉄道株式会社鉄道路線に架かる跨線橋の点検業務について、貴社をはじめとする5者により受注調整を行い、当該跨線橋の点検業務における競争を実質的に制限していたことにより独占禁止法に抵触したため。	別表第2 第4号の規定	

## 指名停止等措置一覧

令和8年1月20日現在

年度	指名停止業者名	指名停止期間		指名停止の理由	要綱適用条項	備考
7	丸栄調査設計株式会社	令和8年1月21日 から 令和8年3月20日	2か月	東海旅客鉄道株式会社鉄道路線に架かる跨線橋の点検業務について、貴社をはじめとする5者により受注調整を行い、当該跨線橋の点検業務における競争を実質的に制限していたことにより独占禁止法に抵触したため。	別表第2 第4号の規定	